

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和4年3月4日（令和4年（行情）諮問第186号）

答申日：令和4年6月30日（令和4年度（行情）答申第100号）

事件名：特定の建築物事故について近畿地方整備局等とやり取りした内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年12月16日付け国住事防第9号により、国土交通大臣（以下「国土交通大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 国土交通大臣は、本件事故は建築基準法に該当しない施設による事故であるとの理由で、本件文書を廃棄したと主張する。
- (2) 審査請求人は、本件開示請求の時点で、本件文書が存在していたのではないかとの疑いをもっている。本件事故が建築基準法に該当しない施設による事故であると判明したのは何月何日か、本件文書を廃棄した日が何月何日かを、調査していただきたい。
- (3) 審査庁には、本件審査請求事件が終結するまで、国土交通省住宅局建築指導課建築物事故調査・防災対策室が保有する電磁的記録（メール等）が削除されることのないように保全をお願いしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、令和3年11月19日付け（同月22日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。

これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、令和3年12月27日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

(1) 本件審査請求について

本件開示請求は、令和3年11月19日付けで、法4条1項に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を求めたものである。

処分庁は、本件対象文書について、保存期間1年未満に該当するものとして既に廃棄しており、不存在として不開示決定を行った。

審査請求人は、同年12月27日付けで、諮問庁に対し本件審査請求を提起した。

(2) 審査請求人の主張について

上記第2に同じ。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書に関して、原処分が、取得後、特定都道府県より所管法令（建築基準法）に該当しない施設に係る事故との連絡を受け、国土交通省行政文書管理規則（平成23年4月1日国土交通省訓令第25号）14条1項の規定に基づく住宅局建築指導課建築物事故調査・防災対策室標準文書保存期間基準に定める保存期間1年未満に該当するものとして廃棄しており不存在としたことにつき不服を申し立てている。

本件対象文書は、国土交通省住宅局建築指導課建築物事故調査・防災対策室の標準文書保存期間基準中の「33住宅局建築指導課建築物事故調査・防災対策室の所掌事務に関する事項共通」の「全業務共通」の「国土交通省の所掌事務に関する事実関係の問い合わせへの応答」に該当する。その保存期間は「1年未満」、保存期間満了後の措置は「廃棄」と規定され、保存期間の起算日は作成取得日とされている（国土交通省行政文書管理細則4条1項）。

処分庁に確認したところ、結果として所管法令（建築基準法）に該当しない施設に係る案件であったため、保存の必要がないと判断し前記に則り廃棄したとしており、本件開示請求があった時点においてはすでに廃棄済であった。

なお、保存期間1年未満の行政文書については行政文書ファイル管理簿に記載する義務はなく（公文書管理法7条1項、同法施行令12条）、行政文書ファイル管理簿に記載されている行政文書ファイル等についてのみ、廃棄の場合に移管廃棄簿に記載しなければならないとされている（国土交通省行政文書管理規則19条）ことから、当該文書の廃棄の事実の記録は存在しない。

念のため、処分庁で当該文書を再度探索したが、保有を確認できなかった。

したがって、原処分において、当該文書を廃棄済により不存在としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月10日 審議
- ④ 同月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の取得の経緯及び保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 建築基準法の対象となる工作物に該当する遊戯施設における事故情報については、法令に基づいた報告ではないものの、事故を把握した特定行政庁から、国土交通省住宅局建築指導課に対して所定の報告様式により報告を行うこととされており、実態上はメールによる報告が多く行われている。また、当該報告を同課宛にメールにて行う際には、報告する特定行政庁を管轄区域とする地方整備局にもCCで同報するよう依頼している。

イ 上記アの報告は、建築基準法の対象となる（規定の一部が準用される）工作物（「準用工作物」と呼ばれる。）として、建築基準法施行令（昭和25年政令338号）138条2項2号の「ウオーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設」及び同項3号の「メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの」に該当するものについて行われるものであり、これらに該当しないものについては対象としていない。

ウ 当該請求に係る文書を取得した経緯は、特定施設で発生した事故（以下「本件事故」という。）を報道にて把握した処分庁の担当者が、「国土交通省の所掌事務に関する事実関係の問合せ」として、特定行政庁である特定都道府県に対して、当該特定施設が上記イの遊戯施設に該当すると判断しているか否かを電話及びメールにより問い合わせたところ、その最終的な回答までの間に参考資料としてメールにより

送付のあったものであり、当該メールは上記アに示す報告として送付されたものではない。当該請求に係る文書は上記の特定都道府県から送付されたメールであるものと認識しているものの、その内容は当該特定施設に関するものであったとの認識はあるが、既に廃棄しているため、その文書名及び取得年月日を現時点で確認することはできない。また、その後の特定都道府県からの、当該遊戯施設は建築基準法に該当しない旨の連絡は電話により受けていることから、当該連絡に対応するメール等の文書は存在せず、また架電記録等も作成していないため、本件事故が同法に該当しない施設における事故であると判明した日についても確認することはできない。

エ 念のため、再度、執務室内、処分庁のパソコンの共有フォルダ内等についても探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 検討

本件対象文書は、その作成及び取得の経緯から、処分庁の担当者が、「国土交通省の所掌事務に関する事実関係の問合せ」として、特定行政庁である特定都道府県に対して、当該特定施設が上記(1)イの遊戯施設に該当すると判断しているか否かを問い合わせたメール及び特定行政庁から参考資料として取得したメールのみであるとする上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、その保存期間についても、当審査会において諮問庁から「住宅局建築指導課、建築業務監理室、建築安全調査室、建築物事故調査・防災対策室標準文書保存期間基準」の提示を受け、その内容を確認したところ、理由説明書に記載のとおり、同表の「33」項「所掌事務に関する事項共通」のうち「全業務共通」として、「国土交通省の所掌事務に関する事実関係の問い合わせへの応答」が記載されており、その保存期間は1年未満であり、保存期間満了後の措置は「廃棄」であることが確認でき、国土交通省の所掌事務でないことが判明した時点で、本件対象文書を保有する必要性は乏しく、既に廃棄済みであることから文書名や作成・取得年月日を確認することもできない旨の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国土交通省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

特定年月日特定時刻過ぎ，特定区市町村の特定遊園地で，特定施設の特定階の床が抜けて，利用者が負傷した建築物事故について，近畿地方整備局，特定都道府県とやりとりした内容がわかる文書一式。決裁文書等を含む。